防対点検、特例認定に係る質疑及び運用基準及び指導指針

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

施行　令和8年3月2日

改正　令和8年10月23日

第１　法令編

１　防火対象物定期点検報告制度

⑴　防火対象物定期点検報告とはどのような制度ですか。

一定の規模、用途の防火対象物の管理権原者が、火災の予防に関する専門知識を有する者に、防尖管理上必要な業務、消防法令により義務付けられている消防用設備等の設置、維持等について点検基準に適合しているかどうかを定期に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告する制度です。

⑵　定期点検報告制度の趣旨は何ですか。

防火対象物の管理権原者等による防火管理の徹底を図ることを目的に、一定の規模、用途の管理権原者に対し点検報告を義務付けるものです。これは、消防法第8条第1項において規定されている管理権原者の責任において行わなければならない防火管理業務等全般について、防火対象物点検資格者が火災予防に関する専門的な観点から定期に点検することにより、管理体制の補完を図り、継続的に火災の危険性を排除し、人命安全を確保しようとするものです。

⑶　定期点検報告はどのような建物に必要ですか。

消防法第８条第１項による防火管理を義務付けられている防火対象物のうち、⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⑯項イ及び⑯の2項の特定の用途に供される防火対象物で、収容人員が300人以上のもの又は屋内階段が1系統で地階又は3階以上の階に前記特定用途の部分が存する防火対象物です。

⑷　定期点検報告の義務のある人は誰ですか。

定期点検報告が義務となる防火対象物の「管理権原者」全員です。

２　防火対象物定期点検報告

⑴　ビルを使用していませんが、ビルの所有者です。定期点検報告をしなければなりませんか。

防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物の管理権原者は全て点検報告が義務となります。所有者は、建物を使用していない場合であっても、通常、賃貸借契約により借受人が占有し管理権を有している部分を除いた、階段、廊下等の共用部分、電気設備、消防用設備等の共用設備が所有者の行うべき防火管理の範囲であり、所有者は、そ

の部分の管理権原者となりますので点検報告が必要です。

⑵　定期点検報告が義務となる建物の一部を賃貸借契約により占有し、事務所として使用しています。この場合の点検報告はとのようにすればよいでしょうか。

事務所を占有する事業所の管理権原者が、賃貸借契約等に基づき消防計画に定めた権原の範囲について、消防法施行規則第４条の２の６第１項に規定する点検基準に従って点検を行い、その結果を報告します。

⑶　消防法施行令第２条が適用される大学医学部と付属病の建物があります。医学部の校舎の点検はどのようにすればよいですか。

消防法施行令第２条の適用を受ける防火対象物については、防火管理者は敷地内の防火対象物の全てを一つの防尖対象物とみなして、防火管理業務を実施しなければなりません。したがって防火対象物定期点検報告は、敷地内全ての防火対象物の点検を行い、報告する必要があります。だだし、敷地内のそれぞれの防火対象物のうち、令別表第一⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防尖対象物の用途に使用されている部分が無い建物は、消防法施行規則第４条の２の６第２項第１号の規定が適用され、点検項目の緩和があります。

⑷　消防法施行令第8条が適用され、区画された部分の一方が非特定用途ですが、この部分については、点検報告は必要ですか。

消防法施行令第8条は、消防用設備等の設置及び維持の基準について適用されるものであり、防火管理者を選任し防火管理業務を行わせることに関する規定については適用されませんので、防火対象物の定期点検報告は、区画された用途に関係なく建物全体に対して義務付けられることになります。ただし、消防法施行令第8条の規定が適用されている防火対象物で共同住宅や事務所等の非特定防火対象物とみなされた部分については、消防法施行規則第4条の2の6第2項第2号が適用されますので、点検項目の緩和があります。

⑸　従業員が少ないため、建物所有者の防火管理者を共同選任で届出しています。この場合の点検報告の仕方を教えてください。

防火対象物定期点検報告の義務者は、消防法第８条第１項に規定する防火対象物のうち消防法施行令第４条の２の２に規定する管理権原者であることから、防火管理者を共同選任している場合であっても、管理権原者がそれぞれの権原の範囲について点検した結果を報告することとなります。

⑹　定期点検報告は、いつから行わなければなりませんか。

既存の防火対象物において現に事業活動を行っている管理権原者は、法令の施行日である平成15年10月１日を基準日として、毎年１年に１回実施することとなります。なお、既存の防火対象物であっても、所有権の移転、テナントの変更等により、新たな管理権原者が管理を開始することとなった場合は、その管理を開始した日が基準日となります。

⑺　第１回目の定期点検報告は、いつまでに実施しなければなりませんか。

防火対象物定期点検報告に関する法律の施行日が平成15年10月１日であることから、この法律の施行日において現に存する防火対象物で防火対象物定期点検報告が義務付けられるものについては、平成16年９月30日までに点検を実施し報告しなければなりません。

⑻　定期点検報告の１年に１回とは、どういう数え方ですか。

平成15年10月１日において現に存する防火対象物については、法令の施行日を基準日として、１年に１回点検し報告しなければなりません。また、法令の施行日以降に法令の適用を受けることとなった場合は、法令の適用を受けることとなった日を基準日として、１年に１回点検し報告しなければなりません。

⑼　防火対象物定期点検報告と消防用設備等点検報告ではどこが違いますか。

消防用設備等点検報告は「消防用設備等の機能のみ」について点検が行われ、防火対象物点検報告では「消防用設備等の設置の有無など、消防用設備等の機能以外」について、防火対象物点検資格者が防火対象物の用途、規模等を把握した上で点検を行います。ちなみに、消防用設備等の点検報告では、消防法第８条の２の２第１項の防火対象物以外の同法第17条第１項の防火対象物についても、消防用設備等の「機能の点検のみ」が行われることになります。

⑽　定期点検の結果、虚偽の報告をした場合罰せられますか。

防火対象物の管理について権原を有する者で、防火対象物の点検結果の報告を怠ったり、虚偽の報告をした者に対しては、消防法第44条第７号の３の規定に基づき、30万円以下の罰金又は拘留の罰則が規定されています。

⑾　定期点検の報告後、報告内容が適正かどうかについて消防機関の確認はありますか。

防火対象物の点検は、火災予防に関する高度な専門的知識を有する防火対象物点検資格者が実施することから、消防機関が報告内容についてその都度確認することはありません。しかし、立入検査を実施する場合は、点検結果について確認を行うことがあります。

⑿　定期点検は誰が実施するものですか。

防火対象物の点検及び点検結果の報告は、防火対象物の管理について権原を有する者に義務付けられたものですが、定期点検は火災の予防に関する専門的な知識を有する「防火対象物点検資格者」でなければ実施できません。

⒀　防火対象物点検資格者が行う点検の内容を教えてください。

点検は、防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項について、法令に定める点検基準に適合しているかどうかを確認するものです。（消防法第８条の２の２第１項）

⒁　防火対象物の点検項目の中で、「消防機関との連絡」とは、どのようなことを点検するのですか。

出火時の通報、消防計画の届出、消防用設備等の点検結果の届出等のほか、建築確認を要しない小規模な模様替えで、防火、消火又は避難上影響がある際の事前連絡や情報提供など消防機関との連絡協調が図られているかどうかについて、点検します。

⒂　平成10年に消防計画を届け出しましたが、その後、使用形態や従業員等に変更がありませんので、点検結果は「適合」となるでしょうか。

平成14年10月７日の消防法施行規則の一部改正（平成15年10月１日施行）により、管理について権原が分かれている防火対象物では、廊下、階段室等防尖対象物の共用部分について、管理権原者の責任範囲が不明確とならないよう、消防法第８条の２及び第８条の２の２の該非にかかわらず、消防計画にその権原の範囲を明示しなければならなくなりました。平成15年10月1日から施行されましたので、平成15年９月30日までに権原の範囲を明示した消防計画の届出を行っていない場合は、消防計画の不適切が指摘されます。

⒃　定期点検は、防火管理者が防火対象物点検資格者の資格を取得し、自ら行っている防火管理業務を点検することができますか。

法律上は可能です。しかし、自ら実施している防火管理業務を、自ら点検することは不合理な面も考えられますので、できるだけ、第三者に委託するなど本人以外の者が実施することが望ましいといえます。

⒄　定期点検は、第三者に委託して行わせることができますか。

委託できます。ただし、防火対象物点検資格者の免状の交付を受けている者が実施しなければなりません。

⑱　定期点検を消防設備業者等に委託した場合、防火管理業務の一部委託にあたりますか。

防火対象物定期点検は、防火対象物の管理権原者に義務付けられている防火管理上必要な業務全般について、防火対象物点検資格者に点検させる制度であることから、防火管理業務の一部委託に当たりません。

⑲　屋内階段が１系統の防火対象物で、１階と２階が飲食店、３階が食材等の冷蔵室と従業員の休憩室ですが、防火対象物定期点検報告は必要ですか。

３階部分の用途について、飲食店に従属する用途にみなされる場合は、３階以上の階に(3)項口の用途に供される部分があるものとして扱うこととなるため、防火対象物の収容人員が30人以上であれば防火対象物定期点検報告が必要です。（「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」昭和50年４月15日消防予第41号・消防安第41号消防庁予防課長消防庁安全救急課長　改正経過：昭和59年３月消防予第54号、平成15年２月消防予第54号、消防安第７号、平成27年２月消防予第81号）

⑳　防火管理維持台帳とはどのようなものですか。

防火対象物点検資格者が、点検対象事項に係る防火管理者の選任又は解任届出、消防計画の届出等の状況を効率的に把握する必要があるため、定期点検報告が義務付けられている管理権原者に、点検に必要な図書及び点検結果の記録と保存を義務付けたものです。

３　防火対象物点検資格者

⑴　防火対象物点検資格者は、誰でも講習を受けることができますか。

防火対象物点検資格者は、防火管理者、消防設備士、消防職員など一定の知識と実務経験がなければ受講できません。（消防法施行規則第４条の２の４第４項）

⑵　防火対象物点検資格者講習には、試験はありますか。

講習の修了後、防火対象物点検資格者となるために必要な知識及び技能に関する考査（修了考査）を２時間行います。修了考査については、講習修了後に行う修了考査のほか、修了考査を受けられなかった場合や不合格の場合に、修了考査を行った日の翌日以後１年以内に行う同種の修了考査を１回に限り受けることができます。（平成14年11月28日消防庁告示第11号）

⑶　防火対象物点検資格者には、免状の更新はありますか。

防火対象物点検資格者は、５年ごとに再講習を受け、登録講習機関が発行する免状の

交付を受けなければなりません。この場合、現に登録講習機関から交付を受けている防火対象物点検資格者免状と引き換えに新たな防尖対象物点検資格者免状が交付されます。（消防法施行規則第４条の２の４第５項第６号、平成14年11月28日消防庁告示第11号第６）

⑷　防火対象物点検資格者は、どのような時に資格を失いますか。

消防法施行規則第４条２の４第５項の規定により、次の場合にその資格を失うとされています。

ア　成年被後見人又は被保佐人となったとき

イ　禁固以上の刑に処せられたとき

ウ　消防法に違反し、罰金の刑に処せられたとき

エ　点検を適正に行っていないことが判明したとき

オ　資格、実務の経験等を偽ったことが判明したとき

カ　５年ごとの再講習を受講せず、登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかったとき

⑸　防火対象物の管理権原者は、事業所ごとにその従業員等に防火対象物点検資格者講習を受講させ、点検させなければなりませんか。

防火対象物定期点検は、防火対象物点検資格者であれば誰でも点検を行うことができますので、防火管理者のように、事業所ごとに点検資格者がいなければならないということはありません。点検を業とする外部の会社等と契約して、行わせることができます。

⑹　防火対象物点検資格者は、点検報告が義務となる建物に勤務していなければなりませんか。

防火対象物点検資格者は、点検報告が義務となる建物に勤務している必要はありません。

⑺　防火対象物点検資格者は、どんな立場の人に行わせることが適切ですか。

法律上は、防火対象物点検資格者であれば立場は問いませんが、できるだけ、防火管理者の行っている業務について、すべて客観的に確認できる立場にいる者が望ましいといえます。

⑻　防火対象物点検資格者は一つの防火対象物に専任させなければなりませんか。

点検基準に基づき、防火対象物点検資格者が定期に点検を実施できるのであれば、一つの防尖対象物に専任させる必要はありません。したがって、点検を行うことのできる

防火対象物の数の制限についても特に定めはありません。

⑼　防火対象物点検資格者の責任を教えてください。

防火管理者の責務のように法令において明確な定めはありませんが、防火対象物定期点検報告制度創設にあたり、防火対象物点検資格者には、防火管理業務の徹底を図るため、火災予防に関する専門的知識と高度な技能を有するものとして、法令で定められた点検基準に従って適正な点検を行い、防火対象物における火災の発生危険を排除し、人命安全の確保に努めることが期待されています。

4　防火対象物点検基準

⑴　防火対象物点検資格者が点検を行う点検対象事項に消防用設備等の機能に係る事項がありませんが、当該機能に支障がある場合でも消防法施行規則第４条の２の６第１項第７号の基準に適合することとなるのでしょうか。

点検基準にない事項は防火対象物点検資格者が行う点検の対象としないので、消防用設備等の機能に支障があっても基準に適合しているとして扱います。なお、消防用設備等の機能については、消防法第17条の３の３の規定に基づき定期に点検し、消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされていることから、防火対象物点検資格者の点検対象事項から除かれています。（「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について」平成14年12月12日消防安第122号消防庁防火安全室長）（４⑵参照）

⑵　消防用設備等の設置されていることが点検基準とされていますが、具体的にはどういうことですか。

消防法第17条第全項に基づいて定められている消防用設備等の基準については、当該設備等の設置に係るものをいい、機能に係るものは該当しません。したがって、防火対象物点検報告においては、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準のうち、設備点検基準として定められている技術上の基準以外のものを対象としており、これに適合していればよいものです。（平成14年11月28日消防庁告示第12号の第３に定める事項及び「消防法施行規則第４条の２の６第１項で定める点検基準に係る点検要領等について」平成14年12月13日消防安第125号　消防庁防火安全室長点検要領第５）

5　防火基準点検済証

⑴　防火基準点検済証とはどのようなものですか。

消防法施行規則別表第１に規定する様式で、管理権原者の氏名、点検を行った日、次回点検予定日、防火対象物点検資格者の氏名及び防火対象物点検資格者免状の交付番号が記載されたものです。

⑵　防火基準点検済証は誰が表示するものですか。

点検表示を付する主体には特段の定めがありません。通常は、この表示に関係する管理権原者、防火管理者、防火対象物点検資格者が考えられますが、適正な表示を行うことができる者であれば、これらの者以外が行うことも可能です。

⑶　消防用設備等点検結果報告で機能不備が指摘されている場合、防火基準点検済証は掲出できるでしょうか。

消防用設備等の点検結果報告で機能不備を指摘されたとしても、防火基準点検済証は掲出できます。防火基準点検済証は、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物に対して付すことができるもので、消防法第17条の３の３の規定による点検及び報告の対象となる「消防用設備等の機能」に関する事項については、防火対象物点検資格者が行う点検基準から除かれているからです。（消防法第８条の２の２第１項及び第２項、消防法施行規則第４条の２の６、第１４⑵参照）

⑷　防火基準点検済証は必ず表示しなければなりませんか。

表示の掲出については、消防法第８条の２の２第２項に、「・・・点検を行った日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。」と規定されていることから任意です。

⑸　防火基準点検済証はとのようにして入手できますか。

入手方法の一つとして、違反是正支援センター（（財）日本消防設備安全センター）が各都道府県消防設備保守協会等を通して販売している防火基準点検済証及び防火優良認定証の購入が考えられます。

⑹　防火基準点検済証をすでに掲出していますが、消防用設備等点検結果報告で機能不備が指摘された場合、防火基準点検済証を取り外さなければなりませんか。

消防用設備等の点検結果報告で機能不備を指摘されたとしても、防火基準点検済証の掲出は継続できます。防火基準点検済証は、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物に対して付すことができるもので、消防法第17条の３の３の規定による点検及び報告の対象となる「消防用設備等の機能」に関する事項については、防火対象物点検資格者が行う点検基準から除かれているからです。（消防法第８条の２の２第１項及び第２項、消防法施行規則第８条の２の６、第１４⑵、５⑶参照）

⑺　消防法第８条の２の２第４項に規定する「紛らわしい表示が付されているもの」につ

いて、「消印を付する」とは、どのようなことをすることですか。

「消印を付する」とは、表示そのものを読み取れないようにすることによって、当該表示の効力を否定することをいいます。表示の内容が読み取れない状態にする方法としては、表示内容を塗りつぶしたり、覆い隠したりすることが考えられます。

6　点検報告の特例認定

⑴　点検報告の特例とは、どのような制度ですか。

防火対象物定期点検報告が義務付けられている防尖対象物のうち、防火対象物の管理を開始してから３年以上継続して、消防法令のうち火災予防に関する事項を遵守している防火対象物の管理権原者については、申請をし、認定を受けることにより、以後３年間の定期点検報告義務が免除されるものです。

⑵　特例認定を受けると、どのようなメリットがありますか。

管理権原者の申請により、消防長又は消防署長が検査を行い、認められた場合には、特例認定失効または取消しがない限り、認定を受けてから３年以内に限り、防火対象物点検資格者による定期点検及びその結果の報告が免除されます。

⑶　特例認定の条件を教えてください。

次のすべての条件を満たしていることが必要です。

ア　防火対象物の管理権原者が、当該防火対象物の管理を開始してから３年以上経過していること。

イ　過去３年以内において

(ｱ)　防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について消防法令等の違反による命令を受けたことがないこと。

(ｲ)　特例認定の取消しを受けたことがないこと。

(ｳ)　当該防火対象物の点検又は報告がされており、また、虚偽の報告を行ったことがないこと。

(ｴ)　点検の結果、点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。

ウ　認定時において

(ｱ)　防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法令等違反の命令を受けるべき事由がないこと。

(ｲ)　特例認定の取消しを受けるべき事由がないこと。

エ　消防法施行規則第４条の２の８第１項に規定する消防長又は消防署長の検査において、必要な条件を満たしていること。

（消防法第８条の２の３）

⑷　「管理を開始した時」とは、どのような時のことですか。

消防法第８条の２の２第１項に該当する防火対象物において，所有者や借受人が防火についての管理を開始した時のことです。一般的には、所有者が消防署長の検査を受け防火対象物の使用を開始したとき、又は借受人が賃貸借契約により占有を開始したときから防火対象物の管理が開始されます。

⑸　過去３年間防火対象物の定期点検をしていなければ、特例認定は受けられませんか。

防火対象物定期点検制度の施行日は、平成15年10月１日であることから、消防法第８条の２の３第１項に規定する認定要件のうち防火対象物定期点検報告に関するものについては、平成16年９月30日までに特例の認定がされれば、点検を実施している必要はありません。

⑹　「過去３年以内において・・・命令されたことがあり」とは、命令を受けてから3年が経過していれば特例の申請要件を満たしているということでしょうか。

命令を受けた日からではなく、命令事項が履行された日から申請日までに３年間が経過していなければなりません。命令が履行された日としては、消防機関がその旨を認知し命令後の公示を撤去した日などです。

⑺　「命令されるべき事由が現にあること」とは、どのようなことですか。

単に消防法令違反が認められるだけでなく、命令を発動されるべき状況にある場合を指すものです。

⑻　管理について権原が分かれている防火対象物において、

ア　消防用設備等が技術基準に従って維持されていない（例：スプリンクラー設備のポンプが故障し、テナント内のスプリンクラーが作動しない）。

イ　防火対象物全体で設置されている消防用設備等（例：スプリンクラー設備、自動火災報知設備）の消防用設備等点検結果報告が実施されていない。

以上の状況で、テナントの管理権原者は特例認定を受けることができますか。

テナント等の占有部分に影響を及ぼすような設備等については、契約等により防火対象物の所有者が消防用設備の維持管理や消防用設備等点検結果報告を実施している場合であっても、消防長又は消防署長の検査の対象となります。したがって、アは、消防法施行規則第４条の２の８第１項第２号の基準に適合していないため、また、イは消防法施行規則第４条の２の８第１項第３号の基準に適合していないことから、消防法第８条の２の３第１項第３号の要件を満たさないので、特例の認定はされません。

⑼　特例認定の申請を行い、検査の結果不認定となっても、不適正であった箇所を是正した後、再度申請すれば認定を受けることができますか。

「不適正であった箇所」が、消防法第８条の２の３第１項第２号イ、ロ、ハ及び同項第３号のいずれにも該当しない場合は、再度申請し、消防長又は消防署長の検査の結果認定要件に適合していれば不認定から３年以内であっても、認定を受けることができます。

⑽　過去３年以内に火災を発生させましたが、特例認定を受けることができますか。

火災の発生そのものを理由に不認定となることはありません。ただし、火災の原因、火災発生時の自衛消防体制等が消防法第８条の２の３第１項第２号の特例要件に関わっている場合は、特例申請をしても認定されないことがあります。

⑾　過去３年以内の立入検査で、防尖管理者未選任、未届出の指摘を受け、直ちに改修しましたが、「命令されるべき事由」に該当しますか。

このように消防法令違反があっても直ちに是正している場合は、「命令されるべき事由」にはなりません。「命令されるべき事由」については、第１、６、⑺参照。

⑿　防火管理者を選任しましたが、消防署長への届出を怠っていました。直ちに改修すれば特例認定を受けることができますか。

この場合、消防法令違反をしていますが、直ちに届出し、他に不備事項がなく、消防法第８条の２の３第１項の要件を満たし、消防長又は消防署長の検査の結果認定要件に適合していれば、特例認定を受けることができます。

⒀　認定を受けてから3年を経過する前に違反があり、認定の取消し処分を受けてしまいましたが、違反を是正すれば、再度、認定を受けることができますか。

消防法第８条の２の３第１項第２号ロの規定により、取消し処分を受けた日から３年を経過しなければ、特例の認定はできません。

⒁　「点検の結果について虚偽の報告」とは、どのようなことですか。

管理権原者が、点検していないにもかかわらず点検したとして報告した場合や点検結果を改ざんした場合などがあります。

⒂　特例認定を受けた防火対象物でも消防用設備等の点検を実施し、その結果を報告しなければなりませんか。

消防法第８条の２の２第１項に規定する防火対象物の点検及び報告については、同条ただし書きにより、消防用設備等の点検及び報告の対象となる事項が除かれていること

から、消防用設備等点検結果報告をしなければなりません。また、消防用設備等の点検結果報告は特例認定の要件であることからも、必要であることは明らかです。（第１、７⑵参照）

⑯　３年以上継続して入居しているテナントは一部しかありませんが、一部の管理権原者だけでも特例の認定をしてもらえますか。

消防法第８条の２の２第１項に規定する防火対象物において、消防法第８条の２の３第１項各号の要件を満たしている所有者又は占有者等の管理権原者は、それぞれに消防長又は消防署長に申請し、検査を受けた結果により特例が認定されるものです。認定要件に適合していない場合は、不認定の通知がされます。

⑰　過去３年間で二度、消防の立入検査を受けており、違反の指摘を受けたことはありません。防火対象物定期点検報告を免除されますか。

消防法第４条第１項に基づく立入検査は、消防職員が行うものであり、消防法第８条の２の２の防火対象物定期点検は、防火対象物の管理権原者が防火対象物点検資格者に行わせるものです。したがって、消防職員が行った立入検査の結果をもって防火対象物の定期点検が免除されるものではありません。なお、防火対象物の定期点検が免除されるためには、消防法第８条の２の３第１項に規定する特例認定を受けることが必要です。

⑱　防火対象物点検報告の義務はありませんが、防火対象物の管理を開始してから３年以上経過し、過去３年以内に法令違反等による命令等を受けたことがありませんので、特例認定の申請をすれば、防火優良認定証を掲出できますか。

消防法第８条の２の２第１項の防火対象物でないものは、特例認定の申請が成立しません。したがって防火優良認定証の掲出もできません。

７　特例申請

⑴　特例認定の申請方法を教えてください。

認定を受けようとする防火対象物の管理について権原を有する者が、消防法施行規則別記様式第１号の２の２の２の３の申請書に、認定を受けようとする防火対象物の所在地、防火対象物の管理を開始した日のほか、市町村長が定める事項（現時点では定められていない）を記載して申請します。なお、管理権原者が、当該防火対象物の管理を３年間継続していることを確認できる、不動産登記簿謄（抄）本、賃貸借契約書、営業許可証等の書類を添付する必要があります。

⑵　消防用設備等点検報告で機能不備がありましたので、改修が終わるまで特例申請はで

きませんか。

改修が終わらなくても特例の申請をすることはできます。しかし、申請後の消防長又は消防署長が実施する検査までに改修が終了していない場合は、消防法施行規則第４条の２の８第１項第２号に規定する「消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていること。」に適合しないこととなりますので、申請しても不認定となります。

⑶　既に特例認定を受けている防火対象物は、いつから継続認定の申請をすることができますか。

特例認定の継続申請が可能となる時期については、法令上の定めはなく、認定後いつでも継続認定に係る申請をすることができます。ただし、継続して認定される場合であっても、認定の効力は新たに認定の通知を受けた日となります。

⑷　防火対象物を一の店舗だけが借りている場合、特例認定の申請者は誰ですか。

防火対象物内の防火・防災設備等を含む全ての部分について、契約書等により権原の範囲を明確にしてから申請者を判断することになります。このような場合、賃貸借契約により占有権が生じた店舗の管理権原者はもちろんですが、所有者は、当該防火対象物を事務所等として使用していない場合でも、電気室や機械室なと‘賃貸借契約をしていない部分がある時は、管理権原者となりますので防火対象物定期点検の義務が生じます。したがって、特例認定を受け防火優良認定証を付すためには、当該防火対象物を所有する管理権原者及び当該防火対象物の部分を占有する管理権原者からの申請が必要です。

⑸　防火対象物を区分所有している場合の申請者は誰になりますか。

防火対象物を区分所有し、所有者が使用している場合には、区分所有している管理権原者がそれぞれ申請することになります。

８　消防機関の検査

⑴　消防法施行令第2条又は第8条の適用がある場合、消防法施行規則第4条の2の6第2項により点検基準の緩和がありますが、特例認定要件である消防長又は消防署長の検査においても点検基準の緩和が適用され、検査要件が緩和されますか。

消防法施行規則第４条の２の８第１項第１号に、「第４条の２の６第１項に規定する基準に適合していること。」と規定されており、消防法施行規則第４条の２の６第２項に規定する緩和については定めがないことから緩和できないものです。したがって、消防長又は消防署長の実施する検査においては、消防法施行令第２条又は第８条の適用がある場合においても、消防法施行規則第４条の２の６第１項に規定する基準のすべてに

ついて検査することとなります。

⑵　消防法施行規則第４条の２の８第１項第４号に規定する市町村長が定める基準とはどのようなものですか。

市町村長の判断により消防機関による認定基準として定められたものです。現在のところ、この規定による検査基準は制定されていません。

9　認定の通知

⑴　不認定とはどのような場合の処分のことですか。

消防法第８条の２の３第１項の規定に基づき認定の申請がされた防火対象物について、消防長又は消防署長の検査の結果、認定要件を満たさない場合に「認定しない」旨の処分のことです。

⑵　特例認定の申請をした後、消防機関の検査等はありますか。また、結果が判定されるまでどのくらいかかりますか。

消防法第８条の２の３第２項により、認定の申請がされた場合には、消防長又は消防署長は、申請された防火対象物に関する書類等の確認、当該防火対象物での現地調査により、認定要件を満たしているかどうかについて検査を行います。なお、申請書が消防署に到達してから認定の可否を決定し、認定又は不認定の通知書交付日までの標準処理期間は21日間（鳥取県西部広域行政管理組合消防署長）です。

⑶　特例認定の申請を行ったのち、消防長又は消防署長の検査により、収容人員が30名未満であることが判明しました。不認定となりますか。

特例認定の申請後、認定の可否を決定するまでの期間に消防法第８条の２の２第１項の防火対象物ではなくなった場合、消防法第８条の２の３第１項に規定する「前条第１項の防火対象物であって．．．」ではないので、認定の要件が失われますので不認定となります。ただし、決定を受ける前に申請を取り下げることができます。（第１、６⑱参照）

10　失効

⑴　特例認定の失効とはどのようなときですか。

特例の認定は、次の場合に、失効となります。

ア　特例認定を受けてから３年が経過したとき

イ　管理権原者に変更があったとき

⑵　特例の認定を受けていましたが、防火対象物の用途を変更し、消防法第8条の2の2第1

項に規定する防火対象物ではなくなりました。認定は継続されるのでしょうか。

消防法第８条の２の２第１項の防火対象物ではなくなった場合、消防法第８条の２の３第１項に規定する「前条第１項の防火対象物であって．．．」ではないので、認定の要件がなくなることから失効になります。防火優良認定証が付されているときは、防火優良認定証の除去又は防火優良認定証に消印を付すこととなります。（第１、９⑶参照）

⑶　認定を受けてから３年を経過した後、すくに認定を受ければ防火優良認定証を継続することはできますか。

認定を受けてから３年が経過すると、その時点で認定が失効となりますので、認定の継続はできません。したがって、防火優良認定証の継続もできません。

11　管理権原者変更届出

⑴　消防法第８条の２の３第５項の、管理について権原を有する者の管理権原者変更届出書は、いつまでに届出しなければなりませんか。

届出期限についての定めはありませんが、認定を受けた防火対象物の管理権原者に変更を生じた場合は、認定の効力が失われるので、変更前の管理権原者に対し届出が義務付けられています。できるだけ速やかに届出することが必要です。

⑵　過去３年以内に社長（管理権原者）の交代がありましたが、防火管理業務の実施体制は変わっていません。特例認定は継続されるのでしょうか。

防火管理業務の実施体制に変更のない限り、管理が継続されているとして、特例認定は継続されます。一般的に法人の代表者が交代しても防火管理業務の実施体制までも変更することはないことから、単に法人の代表者の交代は、消防法第８条の２の３第５項に規定する「管理権原者に変更があったとき」には当りません。

⑶　法人の名称が変更になった場合は、管理権原者の変更に当たりますか。

法人のイメージチェンジを目的に名称を変更するなと、法人の防火管理体制そのものに影響しない名称変更は、管理権原者の変更に当たりません。

⑷　特例認定を受けた後にテナントが倒産してしまい、新たなテナントが入居したのですが、どのような手続きをすれは良いのでしょうか。また、防火優良認定証はどうなりますか。

賃貸借契約による賃借人の変更は、管理権原者の変更にあたりますので、消防法第８条の２の３第５項に基づき、管理権原者の変更を消防長又は消防署長に届出しなければなりません。なお、防火優良認定証については、消防法第８条の２の３第７項のかっこ書きを満たさなくなりますので、新たな管理権原者が出現した時点を以って付すること

ができなくなります。

12　特例認定の取消し

⑴　特例認定の取消しとはどのようなときですか。

次のいずれかの場合に認定は取り消されます。

ア　偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき

イ　消防法令等に違反したことにより命令を受けたとき

ウ　消防法施行規則第４条の２の８に規定する防火対象物点検の特例に該当しなくなったとき（消防法第８条の２の３第６項）

13　防火優良認定証

⑴　すべての管理権原者が、防火対象物定期点検を実施した結果、点検基準に適合しており、消防署長に報告を行った防火対象物で、特例認定を受けた場合、表示はどのようにしたらよいでしょうか。

このような場合は、消防法第８条の２の２第２項による防火基準点検済証及び消防法第８条の２の３第７項による防火優良認定証の両方を付することができます。表示を付すかどうかについては任意ですから、どちらか一方を付しても差し支えありません。

⑵　テナントの事業主ですが、防火対象物の定期点検結果には問題がなかったので、営業活動上、防火優良認定証を貼付したいので、特例認定を受ければ表示の貼付は可能ですか。

消防法第８条の２の３第７項により、管理について権原が分かれている防尖対象物について、防火優良認定証を付することができるのは、当該防火対象物における管理権原者が全て認定を受けていなければなりません。したがって、防火対象物内の全ての管理権原者について、特例認定を受けていることが必要です。

⑶　特例認定を受けている区立幼稚園ですが、防火管理者の園長に人事異動があり、防火管理者の選任及び解任の届出を行いました。この場合、防火優良認定証はどのように扱ったら良いでしょうか。

人事異動による防火管理者の変更は、管理体制の変更にあたりませんので、特例認定の効力は失われません。したがって、防火優良認定証は継続して付することができます。

第２　実務編

１　点検報告

⑴　防火対象物の定期点検の結果を報告したいのですが、点検の結果、権原の範囲に関する事項を消防計画に定めていないことを指摘され、未改修です。改修するまでは受け付けてもらえないのでしょうか。

防火対象物点検報告制度は、消防用設備等点検報告と同様、その点検結果を偽りなく報告する制度ですから、点検結果が不適正であればそのまま報告しなければなりません。したがって、改修するまで報告を受け付けないということはありません。ただし、点検により一部分でも不適正な項目があれば、防火基準点検済証が掲出できないとともに、特例認定を受けることもできません。

⑵　防火対象物の点検を複数の防火対象物点検資格者で行った場合、防火対象物点検結果報告書の点検者の欄はとのように記載したらよいでしょうか。

原則として、点検を行った者全員の氏名を記載することとなりますが、当該防火対象物の点検を行った者のうち、代表する者の氏名を記載することとしても差し支えありません。

２　表示

⑴　防火基準点検済証は、どこに付したらよいでしょうか。また、全ての管理権原者の事業所等に付するのでしょうか。

防火対象物の見やすい箇所に付すようにしてください。また、全ての事業所に付すことも可能です。（消防法施行規則第４条の２の７）

⑵　防火基準点検済証及び防火優良認定証の表示は、防火対象物の複数の箇所に表示してもよいですか。

防火基準点検済証及び防尖優良認定証の表示は、防火対象物の消防法令への適合状況について、利用客等に分かり易く情報提供するものであることから、複数の表示を付することは差し支えありません。（消防法施行規則第４条の２の７、同規則第４条の２の９）

⑶　防火基準点検済証に記載する事項として、消防法施行規則第４条の２の７第２項に、「管理権原者の氏名（その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）」と規定されていますが、管理について権原の分かれている防火対象物でも、消防法第８条の２に定める共同防火管理の義務が生じない場合には、管理権原者の氏名はとのように記載したらよいでしょうか。

全ての管理権原者の氏名を記載してもよいし、代表者とする場合は、当該防尖対象物

の管理権原者のうち、所有者等の主要な者の氏名を記載するようにします。

⑷　表示は誰が作成すべきでしょうか。

消防法施行規則別表第１及び第１の２により定められた様式に作成されれば、誰が作成してもかまいません。

⑸　表示は材質に定めがありますか。

材質については、特に定めがありませんので、とのような素材を使用しても差し支えありません。しかし、表示を付する場所に応じた耐久性のある材質とすることが望ましいといえます。

⑹　広告等の営業活動に表示を利用してもよいでしょうか。

表示をその内容とおり客観的に使用する限りにおいては問題ありません。ただし、表示の意義を拡大解釈するような、例えば、防火対象物の安全性が将来にわたって確保されているような印象を与えるなどに、利用することは好ましくありません。

⑺　平成15年10月１日に点検を実施した場合、防火基準点検済証に記載する「次回点検予定日」は、いつになりますか。

次回点検予定日は、消防法施行規則第４条の２の７第２項第１号に「点検を行った日から起算して１年後の年月日」と規定されていますので、平成15年10月１日に点検を実施した場合は、平成16年10月１日が次回点検予定日となります。（第１、２⑻参照）

⑻　管理について権原の分かれている防尖対象物で、管理権原者ごとにそれぞれ異なる日に点検資格者による点検を実施した結果、防火対象物全体が点検基準に適合していると認められた場合、防火基準点検済証に記載する「点検を行った日」及び「次回点検予定日」は、いつになりますか。

「点検を行った日」は最後に点検を実施した防火対象物の部分の点検実施日とし、「次回点検予定日」は最初に点検を実施した防火対象物の部分の次回点検予定日となります。

⑼　管理について権原が分かれている防火対象物で、認定期間が一致しない場合、防火優良認定証には、認定を受けた日と認定が失効する日をとのように記載したらよいですか。

防火優良認定証を付することができるのは、全ての管理権原者が認定を受けている場合であることから、全ての管理権原者が認定を受けることとなった日をその始期とし、いずれかの管理権原者における認定が失効する日をその終期として記載します。

3　特例申請

⑴　特例認定の申請をする際、申請書の記載事項に不備があった場合は、申請が成立しないのでしょうか。

相当の期間内に記載事項の訂正や必要な書類の添付等の補正を行うことにより、申請が成立することがあります。なお、行政機関が定めた相当の期間内に補正できない場合は、申請者が申請を取り下げなければ消防長又は消防署長から不認定の通知がされることになります。

⑵　防火優良認定証の掲出をしたいので、消防法第８条の２の２第１項の防火対象物に該当していなくても、特例の基準を満足していれば特例申請を受理してもらえますか。

この例の場合は、消防法第８条の２の３第１項柱書きの要件に明らかに該当しないことから、申請が成立しません。なお、消防法第８条の２の３第１項に基づく認定の対象とならないので防火優良認定証の掲出もできません。

⑶　「過去３年以内」の期間はとのようにして算定するのですか。

「過去３年」の期間は、申請日の前日から遡って算定します。また、防火対象物定期点検報告制度の施行日前の期間を含めることができます。（防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について　平成14年12月　消防庁防火安全室長）

⑷　自衛消防訓練を実施する場合の「あらかじめ、その旨を消防機関に通報」とは、自衛消防訓練通知書でなくてはなりませんか。

自衛消防訓練の通報は、電話又は任意の様式で行われる場合もあります。防火対象物点検資格者による点検及び特例認定に伴なう消防長又は消防署長の検査の際に、自衛消防訓練通知書の写しのほか、防火管理維持台帳の記録等、自衛消防訓練を実施する旨の通報があらかじめされていることが確認できるものであることが必要です。

⑸　テナント部分の事業主が特例認定の申請をした際、消防計画に不備があった場合、全体の消防計画も変更する必要がありますか。

「統括防火管理者が作成する全体の消防計画に関する内容の変更であれば、全体の消防計画についても変更の届出をする必要があります。したがって、テナント部分と全体の消防計画を変更し、届出した後、改めて申請することとなります。」共同防火管理協議会で協議する全体の消防計画に関わる内容の変更であれば、全体の消防計画についても協議して変更の届出をする必要があります。したがって、テナント部分と全体の消防計画を変更し、届出した後、改めて申請することとなります。

⑹　建物所有者ですが、特例認定を申請し、表示をしたいのですが、テナントの一部は申

請をしません。この場合どのようにしたらよいでしょうか。

特例認定の申請は、管理権原者ごとに任意で行うもので、防火対象物に係る管理権原者がすべて申請し、認定を受けなければならないということはありません。したがって、特例認定を希望する管理権原者がそれぞれ申請をすることとなります。しかし、防火優良認定証については、防火対象物に係る全ての管理権原者が特例の認定を受けていなければ付することができませんので、共同防火管理協議会などで協議する方法もあります。なお、特例の認定を受けていない管理権原者は、毎年、防火対象物点検報告を実施しなければなりません。

4　点検資格者

⑴　防火対象物点検資格者講習を受けるための実務経験は誰が証明したらよいのでしょうか。

原則として、現在又は最終勤務先の代表者としますが、社内規則等により身分等の証明できる立場の者であれば部課長等でも可能です。また、複数の部署又は事業所に亘って勤務等している場合には、人事記録又は履歴書等により確認できる立場の者が証明することとなります。

5　防火管理維持台帳

⑴　防火管理維持台帳はとのくらいの期間保存すれば良いでしょうか。

防火対象物点検資格者が点検を行うために必要なものですので、現在の状況を記したもので点検できるものは最新のものを、また、消防用設備等の設置届けなど改修経過等を把握する必要があるものはその消防用設備等が設置されている期間、などさまざまです。なお、特例認定を継続して申請する場合は、継続的に消防法令の基準に適合する体制の確保状況を確認する必要があることから、過去３年間点検報告をしてすべて適合状態であることと同等の防火管理体制が確保されているかを確認しますので、３年間の保存が必要です。

⑵　防火管理維持台帳は、一冊にして綴っておかなければならないものですか。

防火対象物点検資格者が点検を行う際、すぐに活用できる状態であればどのように編冊してもかまいません。また、防災センター、中央管理室等通常活用する頻度の高い場所に、それぞれで活用する図書を分冊して保管しても差し支えありません。

⑶　防火管理維持台帳に編冊すべきとされる各種届出書等の「写し」については、消防機関へ２部提出し、押印返却された副本でなければなりませんか。

消防機関に届出されたものと同一のものであることが確認できれば、必ずしも「写し」の保管は必要ありません。データ上で確認が出来ればよいです。

第３　運用基準

１　特例認定の更新時期の前に、施設に対して消防側から更新の案内をするべきか。

制度運用開始時から当局では事前案内を行っていたが、制度の趣旨から、申請者の自主的な申請に基づいてなされるものであることから、原則、当局からの案内は必要ない。

２　特例認定中、消防用設備等（感知器１個の不備、誘導灯の玉切れ等の軽微なもの）の不備が発覚した場合、取り消しとなるのか。

法８条２の３第６項に該当し、取り消しとなるが、申請側の出来うるすべにより、必要最低限の期間（直ちに予算措置し改修する）で改修がなされれば、取り消しとはしない。

３　特例認定の更新の申請がなされた際、消防用設備等（感知器１個の不備、誘導灯の玉切れ等の軽微なもの）の不備がみられた場合、不認定となり、取り消しとなるのか。

法８条２の３第１項第３号に該当しないこととなり、不認定となり、必要最低限の期間（直ちに予算措置し改修する）で改修がなされれば、再申請し特例の認定が可能である。

４　特例認定の更新の申請がなされたが、甲種防火管理再講習を未受講の場合は、不認定となり取り消しとなるのか。

法文上は取り消しとなるが、直近で開催される甲種防火管理再講習（他都市を含めて）を標準処理期間内（申請受付から 21 日）に受講すれば認定可能とする。なお、標準処理期間内に受講できない場合は不認定となるが、再度申請し、基準適合であれば特例可能とする。

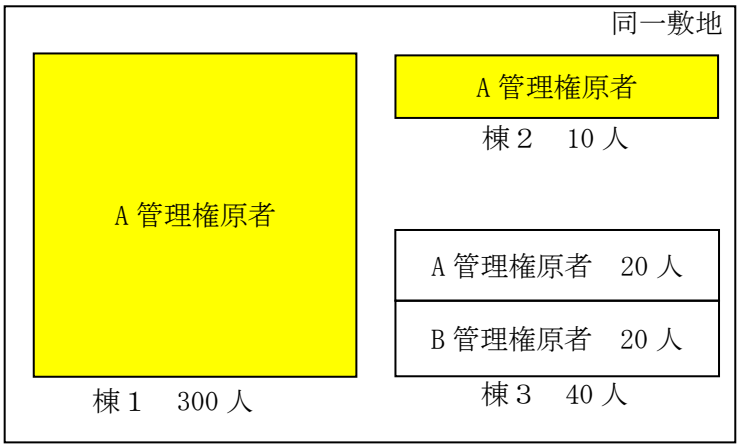
５　特例認定中、訓練未実施が１回でもある場合は、不認定となり取り消しとなるのか。

法８条２の３第６項に該当し、取り消しとなる。考え方として、制度の趣旨から、防火管理が優良な施設を特例とすべきであり、突発的な設備の不良は想定できないことから、早期に改修すれば特例を認めるが、ソフト面（訓練未実施、再講習未受講等）の不備は、そもそも防火管理意識が優良とは言い難いので、特例の認定は行うべきではない。

６　失効した場合は、３年間特例認定の申請はできないのか。

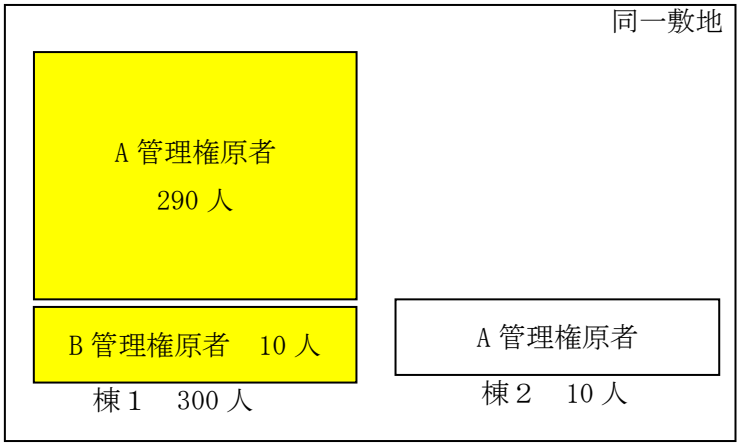
申請はいつでも可能。認定基準によって認定か不認定となる。失効とは、第１法令編10失効のとおり、「ア　特例認定を受けてから３年が経過したとき」「イ　管理権原者に変更があったとき」をいい、３年間の点検基準適合が必要となる。

7　同一敷地内に管理権原が異なる建物があった場合、防火対象物定期点検の義務はかかるのか。



【例】病院

防火対象物定期点検の要否については、棟１、２が対象となる。棟３のA管理権原の部分に令２条の適用はされない。

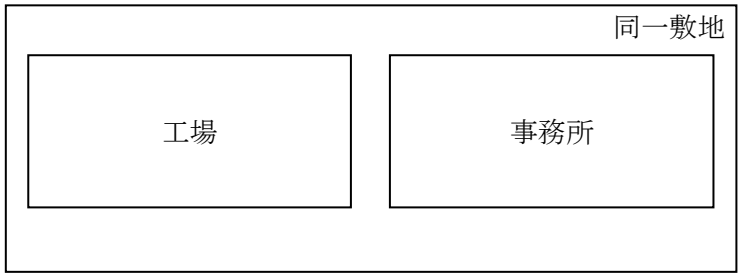


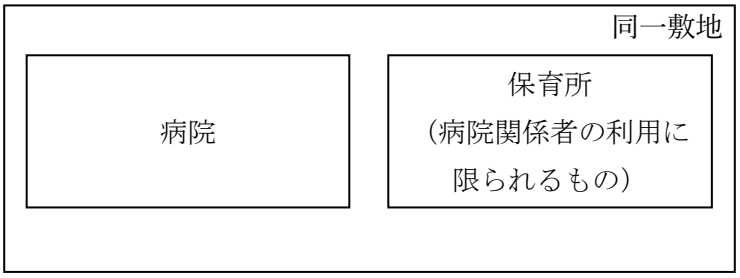
【例】物品販売店舗

防火対象物定期点検の要否については、棟１が対象となる。棟２のA管理権原の部分に令２条の適用はされない。

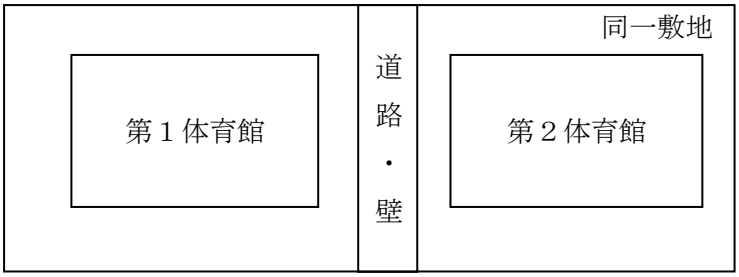
※敷地、令２、統括防火管理の考え方は以下のとおり

敷地の考え方



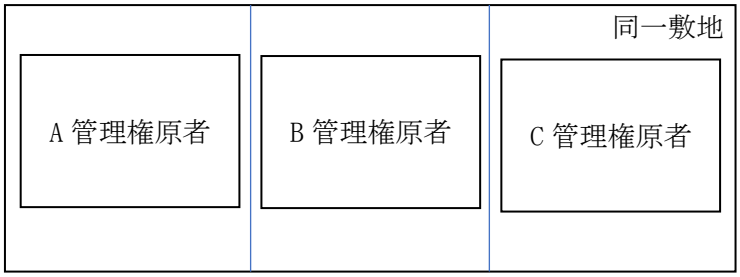


用途上、不可分（用途上分けて考えることができない）の関係にある建物は同一敷地とする。



【例】市民体育館（→ただし書き適用）

同一敷地で用途上、不可分（用途上分けて考えることができない）でも、道路・壁がある建物は別敷地とする。ただし、防火管理権原、設備の形態によっては、この限りではない。

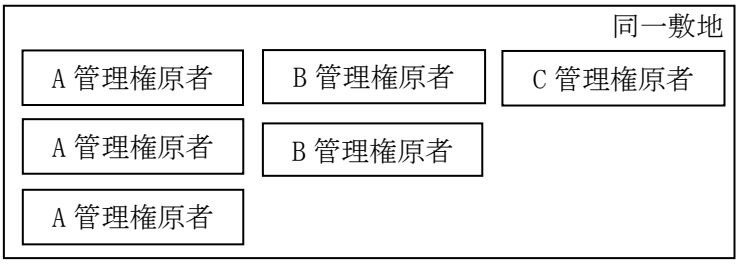


【例】管理権原者が複数

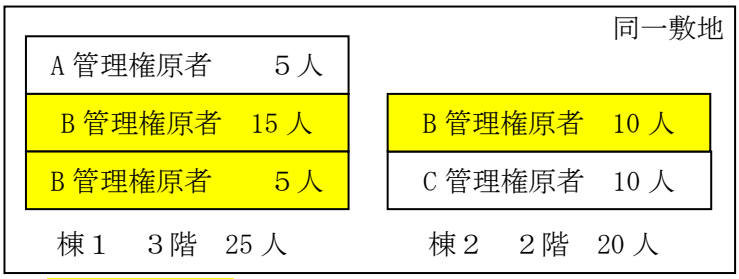
同一敷地内に、管理権原が複数の場合、建物の所有形態、管理形態、運営形態、契約形態等を踏まえての判断となり、敷地分けすることも可能。自火報移報の一部委託でも管理権原で判断することとなる。

令２条の考え方

（同一敷地内に管理権原が同一である建物が２以上あるときは、一つとみなす）



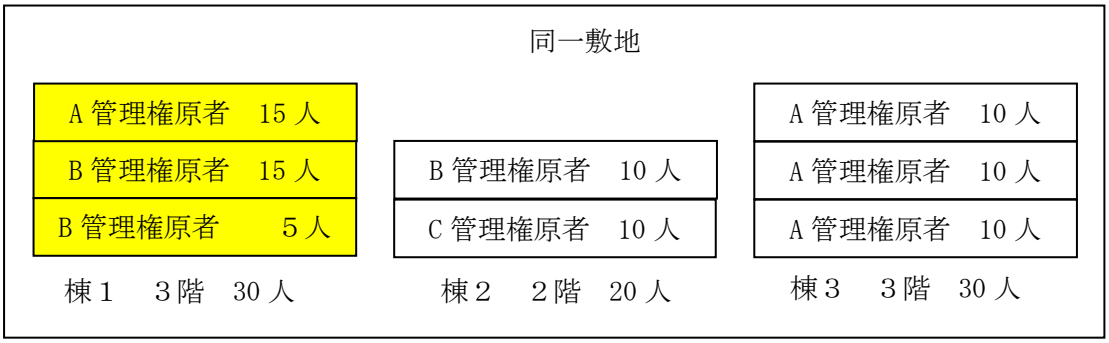
同一敷地内に複数の建物があり、管理権原がそれぞれの場合、令２条が適用され、防火管理の義務は、管理権原ごとに合計して判断とする。（※逐条解説の令２の解説より）



※B 管理権原の部分の合計は 30 人となるが、
令２条の適用はされない。

同一敷地内に複数の建物があり、一つの棟に管理権原が複数の場合は、令２条は適用されず、棟１、棟２とも防火管理の義務はない。令２条の適用は同一敷地内で管理権原が１人の場合に適用となる

統括防火管理者の考え方



統括防火管理者の要否については、棟１が対象となる。前提に棟で権原が分かれているもので、３階以上、30 人以上で該当。３階以上、30 人以上でも単一権原であれば適用はされない。

以上